

令和3年1月

株主各位

破産者 株式会社レナウン  
管財人 永 沢 徹

## 価値喪失株式に係る証明書につきまして

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、株式会社レナウンは、令和2年11月27日午前0時に東京地方裁判所民事第20部から破産手続開始決定を受けておりますが（令和2年（フ）第7890号）、株式会社レナウンは「特定管理口座又は特定口座を開設し、又は開設していた金融商品取引業者等」ではないため、当職は、確定申告において破産等により株式の価値が失われたときの特例の適用を受けるにあたって添付する必要がある「特例の対象となる株式等について、特定管理口座又は特定口座を開設し、又は開設していた金融商品取引業者等から交付を受けた一定の事実等を確認した旨を証する書類」（価値喪失株式に係る証明書）を発行しておりませんのでその旨お知らせいたします。

株主の皆様におかれましては、諸事情ご賢察の上ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具